

第二次 天童市地域福祉活動計画

～基本理念～

「共に支え合おう 安心して心豊かに暮らせる 福祉のまち天童」

..... 地域福祉活動とは

地域福祉活動とは、地域に住んでいる住民同士が、お互いにささえあい、たすけあい、福祉のまちづくりを進める活動のことをいいます。

現代社会は、少子高齢化や家族機能の低下、地域の連帯意識の衰退等により、社会環境が大きく様変わりし、引きこもりや孤独死、悪質商法や詐欺被害、弱者への虐待等の現象が発生しています。今後の経済情勢等も考えると、将来の福祉環境は楽観視できる状況ではありません。

今こそ身近な地域で住民が中心となり、行政や福祉関係機関と手を取り合って、地域福祉活動を充実させていくことが求められています。

(参考) 社会福祉法 第4条(地域福祉の推進)

地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

..... 地域福祉活動計画とは

(計画の目的)

社会福祉協議会が呼びかけ、住民や福祉関係機関、行政等が相互に協力して、地域福祉活動や福祉課題の解決を図る活動を総合的に推進する行動計画です。

「天童市地域福祉計画」の自助・互助・共助・公助の協働による地域課題の把握や地域福祉推進の理念を共有し、厚生労働省が提唱する「人と資源が世代や分野を超えてつながり、住民の暮らしと生きがい、地域を創る地域共生社会」の実現を目指します。

(計画期間と進行管理)

計画期間は、令和2年度から令和7年度までの6年間です。天童市が策定した「第二次天童市地域福祉計画」の計画期間を踏まえ、両計画の一体的な評価や次期計画の連携を図ります。計画期間中は、体制整備や財源の確保に努め、中間年度には進行状況の確認を行います。また、大きな社会情勢の変化や福祉制度等の改革が生じた場合は、内容を見直すものとします。

(計画の策定経過)

地域福祉組織、自治会、市立公民館、NPO団体、社会福祉法人、行政等の15名の委員による延5回の策定委員会や各種関係機関へのアンケート調査、3地区での住民座談会を開催し、多くの皆様から貴重な御意見をいただき、計画を策定しました。

第二次天童市地域福祉活動計画体系図(要約版)

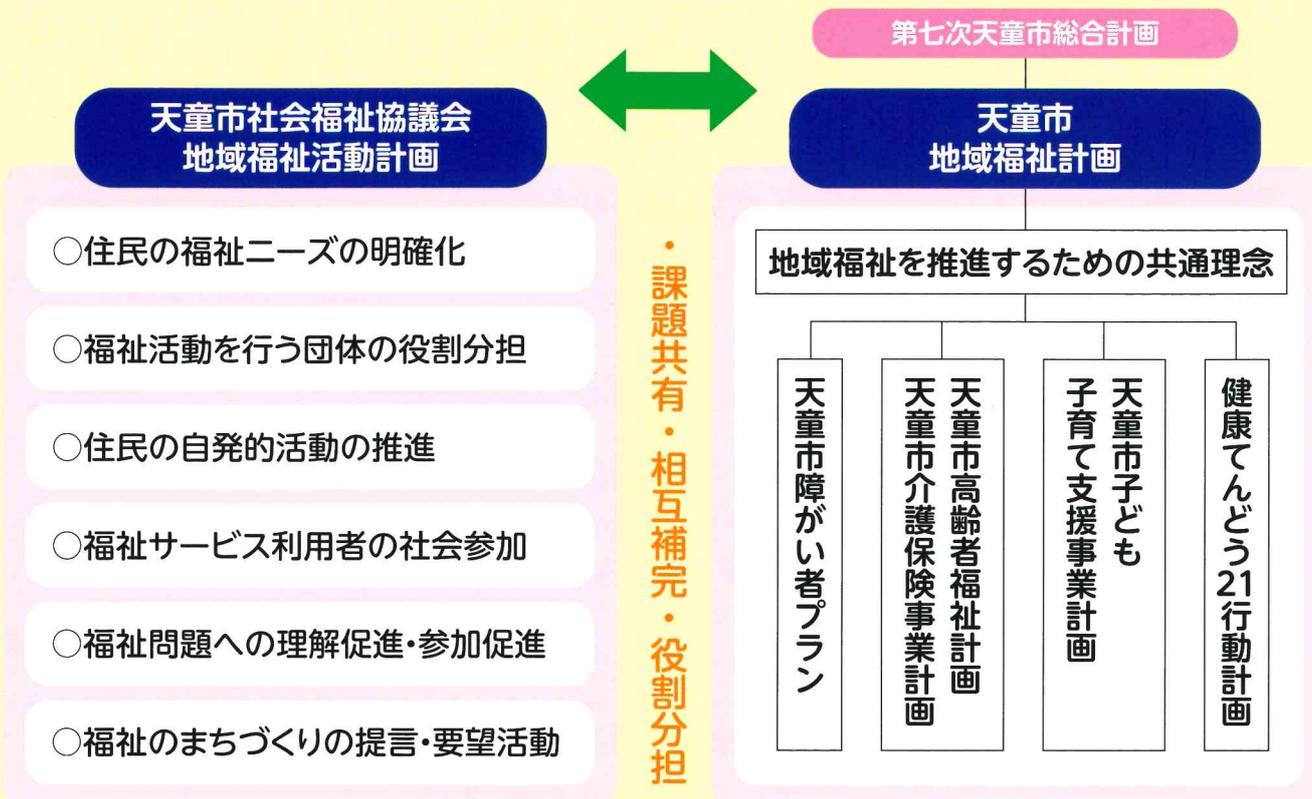
基本目標	基本計画・実施項目	○今後に向けた取り組み ・具体的な事業方針
基本目標 1 みんなの力で支え合うまち (地域福祉ネットワークの充実)	基本計画(1)「連携・協働による地域福祉の推進」 実施項目 地域社会福祉協議会 天童市福祉推進員制度 社会福祉法人連絡会活動 生活支援コーディネーター業務	○地域の福祉事業所との連携 ○地域防災活動との連携 ・情報共有、研修実施 ・広報誌発行 ・地域社会福祉協議会の事務効率化及び費用弁償の検討 ・福祉情報の提供 ・研修機会の拡充 ・福祉推進員の活動費及び費用弁償の検討 ・情報交換、合同研修 ・他分野の相談対応 ・行政、地域福祉との連携 ・支え合いの担い手養成 ・他分野のまちづくり活動との連携
	基本計画(2)「居場所づくり・つながりづくり活動の促進」 実施項目 いきいきサロン活動 地域カフェ推進事業 子育てサロン活動・子育て支援活動 多様な居場所との連携、協力	○通いの場の効果の周知 ○生涯学習活動等との連携強化 ・各種講座紹介、ボランティア派遣 ・事務簡略化 ・研修、情報交換 ・福祉事業所との連携 ・運営ノウハウの共有 ・他分野の団体との連携 ・子育てサロンの周知 ・子どもの居場所づくり支援 ・学習支援への協力 ・NPO法人、社会福祉法人との連携 ・全世代型の居場所づくりの検討
基本目標 2 みんなが安心して暮らせるまち (相談支援・生活援助活動の強化)	基本計画(3)「総合的な相談支援体制の整備」 実施項目 生活自立支援センター 多機関協働支援センター 地域包括支援センター 成年後見センター	○市社協の相談窓口の一体化 ○社会福祉法人との連携強化 ・家計改善、就労準備の必要性の提言 ・運営会議の継続的開催 ・相談支援包括化推進会議の開催 ・身近な地域の相談窓口の検討 ・社協らしい特徴や機能の強化 ・課題解決に向けた地域づくり支援 ・関係機関、住民向け研修開催 ・中核機関等の新たな仕組みづくり
	基本計画(4)「生活援助・権利擁護事業の充実」 実施項目 法人後見業務・福祉サービス利用援助事業 生活福祉資金・たすけあい資金 フードバンク・避難者相談支援事業 法律相談・歳末たすけあい配分	○福祉サービス利用援助事業・成年後見事業の財源拡充の提言 ・研修参加と受任体制充実 ・法人後見への円滑な移行実現 ・償還面接会、訪問指導の実施 ・年金担保融資廃止への対応 ・効果的な食料、生活用品支援 ・閉じこもり防止、交流の場づくり ・法律問題への初期対応 ・定期的な歳末配分基準の検討
基本目標 3 みんなが福祉に関心を持てるまち (ボランティア・福祉活動の普及啓発)	基本計画(5)「ボランティア育成と新たなニーズへの対応」 実施項目 ボランティアセンター事業・介護ボランティア支援事業 ふれあいまちづくり講座 福祉のこころ実践校事業 災害ボランティアセンター設置運営訓練	○新たな活動者層の開拓 ○有償ボランティア活動との連携強化 ・他分野のボランティア情報の収集 ・体験講座、専門講座の検討 ・周知による講師登録者の拡大 ・近隣市町村との相互登録 ・認知症サポーター養成講座の開設 ・地域福祉活動との連携強化 ・訓練参加者の拡大 ・近隣市町村との合同訓練の実施
	基本計画(6)「福祉活動の啓発と参加意識の醸成」 実施項目 社会福祉協議会だより・ホームページ いきいき・ふれあい健康福祉まつり 社会福祉功労者表彰 赤い羽根共同募金運動・歳末たすけあい募金運動	○市民向け研修機会の拡大 ○福祉の手引き等の検討 ・地域福祉活動の紹介 ・SNS活用、書式のダウンロード等 ・新たな福祉情報、活動紹介 ・健康センター会場とのアクセス向上 ・受賞対象団体の拡大 ・広報誌等による表彰周知 ・街頭募金による周知拡大 ・テーマ型募金、スポーツチームコラボ企画
基本目標 4 福祉のまちづくりを着実に進めるために (地域共生社会実現に向けた体制整備)	基本計画(7)「社会福祉協議会の運営基盤強化」 実施項目 役員・事務局体制の充実と資質向上の取り組み 法定サービス事業所の適正な運営 指定管理者制度対象施設の適正な管理、経営 財政基盤の強化と財源管理の効率化	○業務改善、事業評価、組織力の強化 ○寄附金、募金の有効活用 ・役員、評議員の研修機会の確保 ・職員の資格取得の推奨 ・在宅福祉サービスの重要性の提言 ・他事業所との意見交換、情報交換 ・日常点検、メンテナンス、環境整備 ・訓練や点検による災害対応 ・モデル事業、委託事業の取り組み ・民間財源の確保、効果的組合せ



地域福祉計画と地域福祉活動計画

「地域福祉計画」は、福祉サービスの適切な利用、社会福祉を目的とする事業の健全な発達、社会福祉への住民参加、包括的な支援体制の整備を一体的に定める社会福祉法に定められた市町村計画です。

「地域福祉活動計画」は、社会福祉協議会が呼びかけ、住民、社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉事業者が協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画です。



社会福祉協議会とは

社会福祉協議会（略称「社協」）は、地域福祉を推進する中核として、社会福祉法に位置づけられた市町村、都道府県、全国に置かれている社会福祉法人です。

地域福祉事業を効率的、組織的に進めるために、住民や行政、福祉関係機関の代表者に理事や評議員として参加いただき、住民会費をいただいている公共性の高い団体です。地域の具体的な福祉課題に対応するため、介護保険や障がい福祉サービス、行政の委託事業等にも幅広く取り組んでいます。

(参考) 社会福祉法第109条(市区町村社会福祉協議会の事業)

- 1 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 2 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 3 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 4 前3号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

ふれあいネットワーク 社会福祉法人 天童市社会福祉協議会

〒994-0013 天童市老野森二丁目6番3号(天童市総合福祉センター内)

電話 023-654-5156 FAX 023-654-5166

E-mail fukushi-tendo@viola.ocn.ne.jp

<https://www.tendo-shakyo.or.jp/>